

一般財団法人比較統合医療学会は、獣医臨床分野において獣医鍼灸治療の教育と発展そして本治療の啓蒙を目指すとともに、高度な獣医鍼灸に関する専門知識および実践能力を備えた臨床鍼灸獣医師を育成することを目的とし、認定医の制度を設けることとした。

認定医制度は、第Ⅱ種獣医鍼灸認定医と第Ⅰ種獣医鍼灸認定医とし、第Ⅱ種を取得した後に第Ⅰ種の認定医を取得できるものとする。

I. 第Ⅱ種獣医鍼灸認定医の認定条件

1. 本学会主催獣医鍼灸認定医コースを受講し、試験に合格した者
2. 過去に本学会獣医鍼灸基礎コースを受講した者は、2022年9月1日より過去5年間に於ける獣医鍼灸治療経験を本学会事務局にメールで自己申告して頂く。この内容を当獣医鍼灸認定医委員会にて審議の上、可否を決定する。申込みは2022年9月より開始し、期限を2023年8月末とする。

II. 第Ⅰ種獣医鍼灸認定医評価

1. 第Ⅱ種獣医鍼灸認定医であることが条件となる。次の項目2の合計得点が100点を超えた時点で第Ⅰ種獣医鍼灸認定医の申請を行うことができる。申請者は根拠書類を提出の上、いつでも自己申告が可能である。申請は本学会事務局宛に書類提出を行い、獣医鍼灸認定医委員会で審査する。
郵送する封筒には、朱書きで『第Ⅰ種獣医鍼灸認定医 申請書在中』と明記し、必要事項を提出すること。

2. 第Ⅰ種認定医評価点数項目

以下の項目全て本学会主催に限る。採点は配点×係数とし、合計得点が100点を超えた時点で第Ⅰ種獣医鍼灸認定医の申請を行うことができる。

- ① 本学会誌に以下の投稿論文が掲載されていること (配点)
 - (1) 鍼灸治療 60点
 - (2) 経絡経穴を用いたレーザー、光治療など 40点
 - (3) 漢方 20点
 - (4) その他の治療法 10点

*投稿論文に関しては、筆頭著者と責任著者であれば、原著論文：係数2、症例報

告：係数 1、総説：係数 0.5 の配点とする。共著者の場合は、すべてに関して係数 0.5 とする

- ② 本学会において 5 年以内に口頭発表を行うこと (配点)
- (1) 鍼灸治療 40 点
 - (2) 経絡経穴を用いたレーザー、光治療など 30 点
 - (3) 漢方 20 点
 - (4) その他の治療法 10 点
- *受賞の際は係数 2 とする
- ③ ポスター発表 (配点)
- (1) 鍼灸治療 30 点
 - (2) 経絡経穴を用いたレーザー、光治療など 20 点
 - (3) 漢方、その他の治療法 10 点
- *係数 2～0.5
- ④ 症例検討会 (配点)
- (1) 鍼灸治療 10 点
 - (2) 経絡経穴を用いたレーザー、光治療など 10 点
 - (3) その他の治療法 5 点
- *係数 2～0.5
- ⑤ 大会参加出席点 5 点
- *大会運営に寄与した者（講演、座長、質問意見等）には係数 2～1 を与える
- *ただし、大会参加出席点の上限は、30 点までとする
- ⑥ 過去の本学会誌掲載あるいは口頭発表およびポスター発表は加点考慮する。

Ⅲ. 獣医鍼灸認定医委員会は、獣医鍼灸認定医に相応しいかどうかを審査して、その結果を理事長に報告する。理事長はその結果について最終審査決定する。

Ⅳ. 獣医鍼灸認定医委員（敬称略）

池田真三、鷺巣誠、澤村めぐみ、山内明子、菅野晶子

2022.9.10

一般財団法人 比較統合医療学会
獣医鍼灸分科会会長 澤村めぐみ
代表理事 鳥巢 至道